

令和 3 年

# 宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

令和 3 年 2 月 25 日 開会

令和 3 年 3 月 5 日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 令和3年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第6号 令和3年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第7号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第8号 令和3年度宝達志水町病院事業会計予算
- 議案第9号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第10号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 令和2年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 宝達志水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 宝達志水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宝達志水町浄化槽設置事業分担金徴収条例について
- 議案第20号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 町道路線の認定について
- 議案第22号 財産の取得について
- 同意第1号 宝達志水町監査委員の選任について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 専決第1号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）

令和3年2月25日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一  
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久  
副 町 長 高 下 栄 次  
参事兼総務課長 村 井 仁 志  
危機管理室長 宮 本 孝 則  
情報推進課長 山 本 昭 弘  
財政課長 金 田 成 人  
企画振興課長 安 達 大 治  
住民課長 定 免 文 江  
税務課長 村 井 康 志  
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農 林 水 産 課 長	松 原 好 秀
地 域 整 備 課 長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外 志 美
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学 校 教 育 課 長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生 涯 学 習 課 長 兼 文 化 財 室 長	坂 井 賢

## ◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第1号 令和3年度宝達志水町一般会計予算
日程第5	議案第2号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第3号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第4号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第5号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予 算
日程第9	議案第6号 令和3年度宝達志水町水道事業会計予算
日程第10	議案第7号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計予算
日程第11	議案第8号 令和3年度宝達志水町病院事業会計予算
日程第12	議案第9号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）
日程第13	議案第10号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）

- 日程第14 議案第11号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第13号 令和2年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第15号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 宝達志水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 宝達志水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 宝達志水町浄化槽設置事業分担金徴収条例について
- 日程第23 議案第20号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第22号 財産の取得について
- 日程第26 同意第1号 宝達志水町監査委員の選任について
- 日程第27 報告第1号 専決処分の報告について  
専決第1号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第28 同意案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第29 同意案件の採決
- 日程第30 同意以外の議案に対する質疑
- 日程第31 町政一般についての質問
- 日程第32 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和3年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、3番 松浦文治君、4番 林 稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月5日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月5日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、令和2年11月分及び12月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御承知願います。

なお、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

## ◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） これより、本日提出のありました議案第1号 令和3年度宝達志水町一般会計予算から報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）までの議案22件、同意1件及び報告1件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに、令和3年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました令和3年度当初予算案を始め諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

さて、早いもので令和2年度も残すところ一月余りとなりました。私にとりましても、1期目の舵取りをさせていただいてから4年が経とうとしております。

これまでの間、皆様からの御信頼と御期待にお応えするため、「町民ファースト」の精神のもと、町政運営に全力で取り組んできました。

この4年間を顧みますと、町民と対話を実施するためのタウンミーティングの開催、生活の負担軽減のための下水道の基本料金減額や駐車場の無償化、町民の安全・安心の町づくりのため、町の防災訓練の体験型から実践的参加型訓練への転換、本町で初の石川県防災総合訓練の開催、スポーツイベントの積極的支援として、宝浪漫マラソンの開催や令和3年度石川県民体育大会夏期大会のメイン会場の開催決定など、様々な事業に取り組んでまいりました。

これらは住民の皆様の御理解と御協力、また議会の御支援の結果であり、心から感謝を申し上げます。

今後の町づくりの方向としては、本年度からスタートしている「第2次総合計画」において、「育てよ！町の宝」をテーマとして、本町の自然や文化、そしてこれを継承し発展させていく町民こそが町の「宝」であると考え、地域のコミュニティや活力が維持される

よう、人口減少や少子化の対策に最大限の努力を行い、将来を担う多様な人材を育成することを通じて、全ての人が活躍できる町づくりを目指していきたくと考えております。

また、同様にスタートしている「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を並行して推進し、明るい町、そして全ての人が誇りと希望を持って学び、働き、暮らせる町を作っていきたいという信念を持って、その実現に向け全身全霊を注ぎ努力する所存であります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。

国内では、年明けから首都圏を中心に新規感染者が急増し、医療提供体制が逼迫したことなどから、緊急事態宣言が本年1月8日に1都3県に再発出、その後11都府県に拡大され、現在は10都府県に対して3月7日まで再延長となっております。

石川県においても、国の分科会が示した新たな指標を基に、1月21日に感染拡大警報を発出し、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来の自粛等を呼びかけております。

本町においては急激な感染増加は起きておりませんが、引き続き緊張感を持って感染予防に御協力いただきますようお願いいたします。

また、本町におけるワクチン接種を円滑に推進するために、関係課が横断的な連携を強化する「新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム」を本年2月1日に設置いたしました。町民の皆様安心して接種を受けて頂けるよう、情報提供や接種の実施等に努めてまいります。

次に、1月の大雪について申し上げます。

1月6日に日本海西部で発生した低気圧の影響により、11日頃にかけて日本付近は強い冬型の気圧配置となりました。

町内では大雪による停電のほか、倒木により道路が寸断され孤立集落が発生したことから雪害対策本部を設置し、多数の関係機関の協力を得て、町民の安全確保と電気や通信の早期復旧や道路啓開等に努めました。

この他、職員の緊急参集を実施し、救援活動や生活物資、通信機器等の配給、住民の健康観察などを実施いたしました。

今回の気象状況や被害対応を教訓に、情報提供や防災体制等について十分に検証を行い、今後の対応に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、「令和3年度当初予算の概要」について申し上げます。

国の令和3年度予算編成方針では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の

取組を推進していくこととしています。

令和3年度地方財政対策では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和2年度を交付団体ベースで実質0.2兆円上回る額を確保することとしております。

本町においては、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限を受ける中、軽自動車税を除く全ての地方税において減額が見込まれるほか、地方譲与税や各種交付金、地方交付税など、一般財源となる歳入項目の大半が前年比減となったこともあり、財政調整基金の約3割に当たる2億2,000万円余りを取り崩した上での予算編成となりました。

非常に厳しい財政状況の中、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」への取り組みに加え、第2次総合計画と第2期総合戦略を推進するとともに、新たに策定する第4次行財政改革大綱を着実に実行し、全職員一人ひとりが行財政改革の主体者としての意識を持ち、効果的、効率的に諸施策に取り組んでまいります。

こうした方針により、一般会計総額は77億9,500万円、国民健康保険や介護保険などの4つの特別会計の総額が36億8,307万3,000円、水道事業など3つの企業会計を合わせた町予算の総額は、前年度比0.1%減の152億726万9,000円となりました。

それでは、今定例会に提出いたします議案第1号から議案第8号までの令和3年度当初予算に関する議案8件の概要と主な事業について、順次御説明いたします。

まず、一般会計歳出予算についてであります。3月に町長選挙を控えているため骨格予算として計上しております。しかしながら、前年度から継続して取り組んでいる政策的経費、住民の安全に関わる経費、コロナ対策として施設の消毒等に係る経費のほか、6月補正では時間的余裕がない軽微な経費については、事業の連続性や住民の安全確保のために予算計上しております。

それでは、目的別に御説明申し上げます。

総務費では、地域経済循環促進事業において、産業連関表を用いた地域経済循環や経済波及効果を数値化することで、論理的かつ戦略的な政策立案につながるよう分析を進め、地域経済の活性化を図ってまいります。

地域交通政策推進事業費では、昨年度に続き公共交通活性化協議会での協議を踏まえ、地域交通網形成計画を策定いたします。

また、議会定例会のインターネット中継に要する経費を計上するほか、ふるさと納税推

進事業では、寄附額増加と町内での産業振興への波及のために、新規返礼品の開拓や積極的なPR等を実施してまいります。

民生費では、子育て支援に資する児童手当や子どもの医療費助成のほか、障害のある方が地域で生活できるための支援を実施してまいります。

また、子育て支援として、建築より40年以上経過した中央保育所の改修工事を実施するほか、子どもの未来応援計画書を策定し、子どもの貧困対策に取り組みます。

そのほか、保育士の負担軽減や保護者との連絡の利便性向上等を図るために保育アプリの稼働を開始いたします。

衛生費では、町民の健康寿命延伸のため、特定健康診査や各種健康診査、がん検診の受診率の向上等に取り組みます。

また、令和2年度に設置した子育て世代包括支援センターでは、妊娠、出産、子育てに関する切れ目ない支援を行い、母子保健の充実に取り組んでまいりますほか、不妊治療費助成事業においては、不妊治療の保険適用が検討される中、引き続き経済的負担軽減と少子化対策の充実を図ってまいります。

このほか、住宅用太陽光発電システム等設置事業費では、災害発生時等の非常用電源の確保を促進するために、リチウムイオン蓄電池の設置を補助対象に加えます。

農林水産業費では、有害鳥獣対策事業費において、クマ対策として集落が実施する藪の刈り払いや、放置作物等を処理する活動に対する補助を新たに実施し、イノシシ対策として緩衝帯整備や電気柵設置補助、捕獲奨励金を引き続き計上しております。

森林環境譲与税事業では、森林所有者に対する経営管理意向調査を実施いたします。

商工費では、地域の経済循環の活性化を促進する観光DMOを設立する準備として、観光・まちづくりの戦略会議の開催や専門部会の発足のほか、ほっぴーさんカード事業の充実を図るための助成を引き続き行ってまいります。

移住定住促進事業については、発足から3年目となる宝達志水町定住促進協議会による移住定住サポート業務のほか、移住支援金等を計上しております。

また、ふるさと振興事業費において、宝達志水関東ふるさと会と交流人口の拡大等に関する連携を進めて行くほか、関西ふるさと会設立に向けた準備を進めてまいります。

土木費では、国の社会資本整備交付金や道整備交付金を有効に活用しながら、緊急性や事業効果を考慮しつつ、地域の安全を守り、生活を支えるための道路整備を実施してまいります。

空家対策事業費では、県司法書士会との協定に基づき、空き家対策を推進してまいります。

消費費では、消防団活動や自主防災組織の活動支援、防災士育成を通じ、地域防災力の向上を図るほか、地域防災計画の見直しや、避難所用備蓄品及び防災資機材の整備を進めてまいります。

教育費では、小学生を対象とした科学実験教室や、中学校3年生を対象とした夏季・冬季講習会を通じ、主体的に考える力を伸ばすとともに、学力・学習意欲の向上を図ります。

また、志雄小学校のスクールバスと宝達中学校のスクールバスの老朽化が進んでいることから、中型バス2台を更新することとしております。

スポーツ関連では、延期となった東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーについて、本町での実施を盛り上げるため、所要の経費を計上しております。

また、スポーツによる町づくりを担う組織育成のために、外部専門家を活用し、宝達スポーツ文化コミッションの人材育成及び運営体制の強化を図るほか、体育施設整備事業費に町民サッカー場改修工事に要する経費を計上しております。

次に、歳入予算についてですが、本町の歳入の根幹となります町税や地方交付税等について御説明いたします。

町税につきましては、コロナ禍の影響等により、軽自動車税を除く4つの税目で減収を見込み、本年から1億1,900万円、6.5%減の17億1,500万円余りを計上するものであります。

地方交付税の普通交付税については、本年実施された国勢調査の結果や、地方財政計画に基づく需要額及び収入額に加え、本町の特殊事情による影響分などを考慮し、1億2,600万円、3.4%減の26億2,400万円を計上するものであります。

また、臨時財政対策債については、国の地方債計画などを反映し、前年度比5.8%増の1億8,300万円を計上しており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は32億700万円を計上するものであります。

町債につきましては、臨時財政対策債以外では6億9,480万円の借り入れを予定しております。大きなものとして、中央保育所整備事業及び道路整備事業において過疎対策事業債の発行を予定しております。その他の町債につきましても、財源補てん措置のあるもの、健全化判断比率への影響が小さいものを発行していく方針であります。

最後に、基金についてであります。大型の建設事業となる中央保育所整備事業及び体育

施設整備事業に、合併振興基金から3億円を充てることとしております。これに加えて、財源不足となったことから、財政調整基金から2億2,000万円余りを充てております。

次に、特別会計と事業会計の予算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算では、被保険者数を2,650人、世帯数を1,710戸と見込み、被保険者の健康づくりや重病化を防ぐ予防活動の推進に取り組むことにより、総額を14億5,752万1,000円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算では、高齢化が進む中、対象者数を2,556人と見込み、制度の円滑な運営を行うための必要額として、総額を2億358万円とするものであります。

次に、介護保険特別会計予算では、第1号被保険者を4,908人と見込み、第8期介護保険事業計画の1年目にあたる令和3年度は、被保険者数の増加や介護報酬改定による影響等を勘案し、安定した介護保険制度の運営に必要な経費を計上するもので、総額を19億4,304万9,000円とするものであります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計予算では、「さくらチャンネル」の放送について、専門業者への撮影、編集業務委託により番組内容の充実を図るほか、ケーブルテレビ網を活用し、インターネットなどの住民サービスの提供を維持するための必要な経費を計上するものであり、総額を7,892万3,000円とするものであります。

次に、水道事業会計予算では、業務予定量として、給水件数を4,600件、年間総給水量を110万立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業として重要給水施設配水管の布設替えに要する経費を計上したことにより、支出予算額を5億2,887万7,000円と決めました。

次に、下水道事業会計予算では、農業集落排水、公共下水道、浄化槽合わせて排水戸数3,940戸、年間総処理水量は約107万立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業としましては、ストックマネジメント計画による改築更新及び耐震化に要する経費を計上し、支出予算額を15億4,667万4,000円と決めました。

最後に、宝達志水町病院事業会計予算では、業務の予定量として、病床数70床、年間入院患者数2万4,090人、年間外来患者数5万135人と見込み、支出予算額を16億5,364万5,000円とするものであります。

以上が、議案第1号から議案第8号までの令和3年度当初予算関係の説明であります。

次に、令和2年度補正予算関係について、御説明いたします。

議案第9号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

今回の補正は、5,304万4,000円を減額し、総額を100億9,389万2,000円とするものであります。補正の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や変更に伴う減額や、人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動に伴う所要の経費の修正に加え、事業の精算見込みに伴い減額するものであります。

その他、各款の事務事業について、議会費では、委員会開催増加に伴う所要の経費を追加するものであります。

総務費では、ふるさと納税の寄付額の増額に伴う所要の経費やマイホーム取得奨励金、コミュニティ施設整備事業費補助金のほか、令和3年度に多額の基金取り崩しを予定していることから、財政調整基金積立金を増額するものであります。

民生費では、心身障害者医療費及び障害者自立支援給付事業に係る扶助費を増額するほか、介護保険特別会計繰出金、児童手当を減額するものであります。

衛生費では、国の制度改正により宝達志水病院事業会計繰出金及び不妊治療費を増額するほか、羽咋郡市広域圏事務組合衛生費分担金、後期高齢者医療費負担金を減額するものであります。

農林水産費では、旧放牧場跡地の売却完了に伴う用地購入費や、イノシン捕獲奨励金、6次産業化推進事業を減額するものであります。

商工費では、石川県感染拡大防止対策支援金や中小企業設備投資促進事業助成金に対する負担金を増額するほか、山の龍宮城指定管理者の募集に対し、候補者決定に至らなかったことから所要の費用を減額するものであります。

土木費では、国の第3次補正予算に伴う工事費に加え、下水道事業繰出金を増額するものであります。

消防費では、羽咋郡市広域圏事務組合消防費分担金を減額するものであります。

教育費では、特定寄附をいただいたことから、小学校における備品購入費を追加するものであります。

そのほか、財源となります歳入予算について所要の更生をするものであります。また、議案第10号から第13号までの特別会計においても、同様の更生を行っております。

繰越明許費では、今回の補正予算で追加いたしました国の補正予算に係る事業を繰り越すほか、既定の事業では、農林水産業費の経営継続支援金、広域営農団地農道整備事業負担金、県営圃場整備事業負担金及び土木費の道路整備事業費で、計画の変更や関係機関と

の調整などで日数的に事業の年度内完了が見込めないことから、適切なる予算執行を図るため、次年度へ繰り越すものであります。

次に、議案第10号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、2,825万6,000円を追加し、総額を14億6,774万3,000円とするもので、歳出において、療養給付費負担金を増額するほか、特定健康診査委託料や人間ドック助成金を減額するものであります。

次に、議案第11号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、248万8,000円を減額し、総額を2億892万5,000円とするもので、歳出において、後期高齢者医療保険料負担金を減額するものであります。

次に、議案第12号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、1億1,874万4,000円を減額し、総額を18億4,305万3,000円とするもので、歳出において、介護予防・生活支援サービス事業費負担金を追加するほか、介護サービス給付費負担金を減額するものであります。

次に、議案第13号 令和2年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、148万5,000円を減額し、総額を9,422万1,000円とするもので、歳出において、ケーブルテレビ整備方針策定業務の事業完了に伴う減額をするものであります。

次に、議案第14号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、収益的収入に繰入金1,115万6,000円を追加するもので、国の制度改革による繰出基準の見直しにより措置されるものであります。

資本的収入では、医療機器整備の精算見込みとして繰入金281万6,000円を減額するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第15号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、監査委員の報酬額を年間の業務内容等の実情を踏まえ、報酬を日額から年額に

見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 宝達志水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、赴任に伴い住所又は居所を移転する場合における職員の経済的負担等の実情を考慮し、旅費の種類に赴任旅費を加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第8期介護保険事業計画が令和3年度から5年度まで実施されることに伴い、保険料に関わる適用期間の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 宝達志水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、居宅介護支援事業所における管理者要件の適用を猶予することなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町浄化槽設置事業分担金徴収条例についてであります。

本案は、一部の地域を下水道区域から浄化槽区域に転換することに伴い、汚水施設整備の早期概成を目指すため、新たに浄化槽設置事業分担金の額を定めるものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、宝達志水病院の歯科において、歯の治療だけでなく口腔内の疾病についても診療を実施していることから、診療実態に合わせて診療科名を「歯科口腔外科」に改めるものであります。

次に、議案第21号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8号第2項の規定により、町道麦生15号線ほか3路線について町道に認定するものであります。

次に、議案第22号 財産の取得についてであります。

本案は、「町道米出今浜線」道路新設改良工事に伴い、石川県が所有する土地の一部、1万4,232㎡を1,494万3,831円で取得するため、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、同意第1号 宝達志水町監査委員の選任について。

本案につきましては、監査委員の山上達郎氏の任期が本日で満了となるため、引き続き、山上氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告についてであります。

この補正では、1月の大雪による除排雪費用や、倒木被害により寸断されたインフラの復旧に係る経費に加え、暴風被害の対応に要する経費として8,284万3,000円を追加し、総額を101億4,693万6,000円としたものであります。

総務費では、大雪による倒木被害により寸断された情報ネットワーク網の復旧費用を追加したものであります。

商工費では、暴風及び高波の影響により被害を受けた志雄パーキングエリア遊歩道階段部分の復旧費用を追加したものであります。

土木費では、除排雪に係る人件費に加え、委託料及び修繕料を追加したものであります。

教育費では、強風により被害を受けた学校施設を復旧させるための経費を追加するものであります。

災害復旧費では、大雪による倒木被害により寸断された道路の復旧に係る経費を追加したものであります。

歳入においては、地方交付税及び前年度繰越金を充て措置したものであります。

以上、案件の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎質疑・討論の省略

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。同意第1号は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## ◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決を行います。

同意第1号 宝達志水町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

## ◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、同意第1号以外の議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 今ほど提案理由を述べられた中で、4年間の間でタウンミーティング等々行ったと言って説明をされたんですが、私は以前にも言わせていただいたんですが、3年度の当初予算の中では合併振興基金3億円を充て、財政調整基金から3割に当たる2億2,000万円を取り崩す。築40年以上経過した保育所を増改築するのですかということも何度か言わせていただきました。

宝達志水病院の横に新築移転をするという計画もなされた中で、千年に一度の大雨の被害によってということで、その計画も取りやめ、苦しいものに4億円もかけるということを言われておりますけれども、調べていけば今の中央保育所のほうが水の被害が大きい、浸水が深くなるということも述べられております。

なぜ、4億円じゃなくて6億円でも7億円でもいいんです。タウンミーティング、あるいはお好きなアンケート等をこの改修について行ったのか、行わないのか、1点お聞きしたいなと思います。

アンケートについても、子育て支援のアンケートでは、もっとたくさんいただきたい、5つぐらいのアンケートの返事がございました。その中の一番下から2番目の意見を取り上げて、3万、5万、7万、10万円の子育て支援金を一律3万円にされた経緯もございます。そういったことをこの提案理由の説明の中で、タウンミーティング、アンケートを改修工事をしますということを保護者、地域の方々にそういったことをされたのか、されて

いないのか、お聞きしたいと思います。

もう一点は、宝達志水病院の隣に新築移転をしたときに、幾らぐらいの総予算がかかって、厚生労働省、国、県から助成金等々がもらえて、8億円しかない財調を2億2,000万円も崩して予算に取り組むときではないと思うのです。それをあえてそうした皆さんのこつこつためた財調を取り崩すという骨格予算ではなくて、万が一そうして新築移転したときには、総額幾らでどれぐらいのものが国、県からもらえたか、試算をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質疑にお答えをいたします。

中央保育所の改修につきましては、御指摘、お話がありましたとおり、現所在地、そして宝達志水病院の隣接地を比べた場合には、現在の場所のほうが若干浸水が深いと、そのようになっています。

一方で、避難等をするわけでございますけれども、そうした事情を考えますと、隣接に志雄小学校があると、そのような環境もございますし、そちらのほうに避難できるような環境を整える、また避難を実施する体制、それにつきましてもあらゆる人員を動員してやっていく。そのような中であれば、危険を察知した上で避難等をする、そういったことは十分可能であると考えておるところでございます。

そして、経費につきましては財調等を取り崩してということになるわけですが、建物自体の安全性、そうしたこと、また快適な保育環境、こういったものを実現するために必要な事業として実施してまいります。

試算等につきましては、担当の課長からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） まず、大規模改修などについてのアンケートではありますが、これについてはそのために改めてアンケートは行っておりません。

そして、大規模改修と新築の比較であります、これにつきましては新築のほうが高いということが出ておりますが、現在ちょっと資料を持っていない状態ですので、幾らという数は今はちょっとお答えできない状態であります。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 宝達志水病院よりも浸水が深いということを言われながら、災害のときに誘導して子どもを隣の小学校に預けるといふ、誰が行くのですか。そんなばかな話がどこにあるのですか。だから、以前にも質問したように、曙団地なり、そういう水害がなくて、親御さん、地域の方が利用しやすいところを、それこそはタウンミーティングなんですよ。なぜしないのですか。そんな水害があった、そんなところに自分の身を守るのに真剣なのに、どうしてその子どもさん方を預けられるんですか、そういうところに。そういう言葉じゃなくて、もっと真剣な言葉で対応していただきたいなと思います。

予算についてもやっぱりそれはどうなるか分からんがゆえに、それぐらいやっぱり執行部は考えておくべきだと私は思います。公債比率が低いが舵取りじゃないんですよ。いかに町民が幸せになることを考えて、財調を崩すのは最も簡単なやり方。そうではなくて、どうしたらいいのかという、そういった予算組み、そういう試算を今後やっぱりしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 北議員の質疑にお答えをいたします。

まず、避難についてですけれども、大変な雨、また浸水の中で避難ができるのかということですが、当然そのような中では避難は難しいと考えておりますから、現在、事前の気象予報であるとか、そのようなものも発達しております。そういったことを十分考慮に入れて事前の避難、または安全のために保育所に来ないようにというか、危険な際には滞在しないようにすること、そういった事前の取組が必要でございます。

また、仮に浸水しない、現在の場所よりもある程度、数十センチ程度浅いところであっても、浸かってしまえば駄目というか、当然その前に避難をしないといけないということでございます。そういう安全確保のために対応を実施するということ。

そして、いろんな場所は考えられますけれども、現在ある場所において、地域の皆さん、多くの方が慣れ親しんだ保育所において、これからも保育されるよう、周辺道路の環境であるとかそういったこともよくよく考えて実施していこうと考えておるところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

追加で、お金は当然かかるんですけども、やはり良好な環境を維持していかないといけないのと、プラスお金の心配、そういったこともよくよく考えた上で、今回の案で行きたいとそうように考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は財政面からちょっと質疑したいのです。

町長が今、令和3年度の予算の提案理由説明で、非常に厳しい財政と言っておられます。確かに国から来る地方交付税交付金、これは3年前に国勢調査をやったときの人口と去年、今年やった国勢調査の結果が大体1,000人ぐらい減っていますから、地方交付税交付金というのが減るとするのは、それはそのとおりだと思うのです。それで、財政厳しいというのはそのとおりだと思います。

しかし、財政厳しいと言いながら、一方で1億6,000万円かけてこの時期に、財政厳しいと言っているときに、サッカー場を整備する。そして、財政厳しいと言っているときに、3億9,700万円、約4億円使って、別に造らなくてもいいような新しい道路を造ろうとする。迂回すれば十分可能な道路を、この財政の厳しいと言っているときにやる。

そして、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式をつくらないといけないと町長が言いながら、それにやっている町独自の予算というのは11万8,000円のマスクを配るだけです。

町長が提案理由説明で言われていることと、実際に予算を提示している中身というのは、ちょっとおかしいと思うのです。普通の一般家庭でしたら、財政うちは厳しいですよと言ったときに、この町の財政が家だとすると、4億円の道路を造ったり、1億6,000万円でサッカー場を造るとするのは、財政厳しいけれども別荘を造ります、新設ですから、言っているのと同じなのです。そういう御自分が言っている提案理由説明と、今予算を計上した中身というのは矛盾していると感じられないのかどうか、それだけお聞きしたい。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質疑にお答えをいたします。

まず、サッカー場と道路を挙げてお話がありましたけれども、サッカー場についてはサッカー場そのもの、またはフェンスの老朽化、そして照明のLED化等、必要なことをしていかなければいけないということで、実施をしたいと考えておるところでございます。今年度設計等も実施しておりますし、それに沿って実施をしていきたいと考えておるところでございます。

また、道路、米出バイパスのことを挙げておいでたと思いますけれども、これもかねてから地域住民の皆さんから大変な御不安があつて、整備をしてほしいと、そのような要望にお応えするものです。また、無料化になったのと里山海道をより有効に利用できるように、インターチェンジとのアクセス性を向上するために整備するものでございます。

基金を取り崩してとか、そういうことはもちろんあるのですけれども、そして、コロナ禍でコロナ対策が不十分ではないのかと、そのようなお話もございました。コロナ対策については、今回選挙もございますので、国の3次補正を活用した事業というものが6月において、またしっかりとやっていきたいと、そのように考えておるところでございますし、サッカー場なり道路にしても、別荘を建てるようなものではないのかとそのようなこともございましたけれども、そのような特別なぜいたくをしようとか、余裕がないのにぜいたくをしようとか、そのようなことではなくて、必要なこととして、道路は安全のこともあります。交通の利便性の向上のこともあります。

サッカー場等に関しましては、これからスポーツに関する町づくりをしていきたい。交流人口の拡大であったり、サッカーの町として伝統がある、実績がある、そのような町ですから、サッカー場についてもしっかりと傷んだものは整備しなければいけない、必要なことをやる、そういうことでございます。

確かに厳しいやりくりの中ではございますけれども、重要なことはしていきたいと、そのように考えておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私がお聞きしたのは、町長の中で矛盾を感じるのかどうか、一言でよかったのですけれども、いろいろ言われるので困ったなと思って聞いていました。質疑ですから、一般質問ではないもので、それだけ聞かせていただければなと思っておりました。

ただ、長い答弁をされたので、調べたことを言いますけれども、サッカー協会、私、子どもたちは、サッカーというスポーツは私は大好きで、子どもたちをサッカーを通して教育したという自負は持っております。スポーツを通して子どもたちを育てたいという思いはありますし、サッカー場整備というのは、私は反対ではないのですよ。でも、財政厳しいと言っているときに、何で今、2億2,000万円も貯金を崩して、恐らく財政調整基金で、いろいろ財政が大変になってそれを取り崩して使うというのは、私、十何年かぶりだと思います。前町長の代というのはそういうことはなかったです。何を使ったかと言ったら、借金を返すためにためているお金がありますから、それを使いました。

でも、非常事態とかい로운ときに使う財政調整基金というのは、1回入れるけれども、すぐ戻していました。ですから、これを本気になって使おうというのは、やっぱりそういうときにわざわざ、私の大好きなサッカーを、そのサッカー場を今、やらないといけいいのか。これによって、サッカーが嫌いな人を増やさないでくれという思いなのですよ。この時代、このときに。だから、非常に厳しい財政状況の中、そういうのは矛盾しないのか。

わざわざ米出バイパスも、4億円もかけて、迂回すればできるような道路をわざわざ造らないと駄目なのかどうか。町長が言っている財政厳しいかどうかということと、矛盾しないのかどうかということをお聞きしています。一言でいいのですよ。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の質疑にお答えをします。

一言でいえば、矛盾はしないというふうに思っておりますが、一言では済まないの、ちょっと御説明させていただきますけれども、サッカー場については先ほど申し上げたような事情があります。それについては御理解いただけたと思います。

道路についても同様です。やっぱり、御存じだと思いますけれども、調査をなさって状況も御存じだと思いますけれども、地元の皆さん、本当に不安に思っておられる。安全な道にしてほしいと、そのような御要望がございますので、安全な町づくりのためには必要であると、そのように考えますし、大変厳しいとはいえ、できないことをしているわけではないということがございます。できる範囲で、無理して別荘を建てるようなそんなことではなくて、ちゃんと自分の家を傷んだら手直しするとか、そういったことで御理解いただければと思います。

必要な道路を造らないということであったり、そのようなことは住民の皆さんにさらな

る御心配をおかけすることにもなりますし、サッカー場を放っておくということについても、サッカー嫌いの方も触れるというか、サッカーに力を、好きな方がまた離れてしまうような、そのようなこともないように、サッカーだけでもないですけども、今後、やっぱりスポーツというのは非常に大事なもので、話すと長くなりますのでやめますけれども、環境についてはよくしていきたい。

その上で御指摘いただいているように、財政についての配慮というのはしっかりとしていけないといけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） いろいろと御意見も出ておりますけれども、私は別の角度で質疑をさせていただきたいと思えます。

令和3年度予算、当初予算の提案理由や議案などの説明を聞きましたけれども、予算の概要は基本的な考えの中で、町財政非常事態ともいえる状態の中で、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式への取組に加え、第2次総合計画の着実な前進、第4次行財政改革大綱の確実な実行を推し進め、諸政策に取り組みたいとして、基本指針を示されました。

そして、そのような中、主要事業として説明された事業は、道路整備事業費3億9,700万円、道路橋梁費5億6,300万円、先程も出ましたけれども体育施設整備事業、つまり押水地区にありますサッカー場に1億6,400万円、中央保育所の整備事業で2億2,000万円等が提起されましたが、この町は2町合併という事実で15年が経過をし、町民融和が一番大切と叫ばれたこともあったかと思えます。

これに引き換え、志雄地区、地区は合併したのではないといえればそれまでですけども、志雄地区にはこれほど目の届かない予算も初めてだと私は思います。公園につきましても、古墳公園、白虎山は手入れが行き届かず、枯れてくるような状態。そして、通称吉野屋体育館、荒れ放題です。そして、なおかつ志雄地区には、これだけ大きな予算が提示されたにも関わらず、国道、県道、町道、区道に、どこも予算化されていない。これほど偏った予算もないのではないかと私は考えます。

そのような中に、またしても押水地区にあります産業センター「ネクサス」を、児童遊戯施設を造るという基本構想を3億3,000万円かけてやるというような説明もされました。

一体、町民融和をどういうふうに考えておられるのか、均衡ある発展というようなことも言われておられました。今年の豪雪を見たときでも、全国ネットで流れた地区であります。そういった中で、融和どころか町民感情を逆なでするような予算かと思えますけれども、見解を聞きたいと思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 金田議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、道路事業費がでかいのではないかということですが、これは例年どおりの額であると思っております。それで、志雄地区は何もないというような御意見もありましたが、そのようなこともありません。

そして、白虎山等については、荒れ放題ということもあるのですが、そういったことも認識しておりまして、関連の桜の伐採であるとか間引きとか、そのようなことも実施しておるところでございます。

児童公園、これにも今は候補地の一つとしてネクサスがあるということで、その候補地の中には町内3か所ありますけれども、志雄地区の場所も入れて選定を今、行っているところでございます。

浜のお話もありました。これについては、大変大きな問題でございますので、しっかりと取り組んでいかないといけないと、旧志雄地区から現在に至るまでも町のシンボルであると、大切なものであると思っておりますから、復旧、今後の将来にわたっての保全ということについてしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますし、金田議員は志雄地区の方ということで、町内の融和、志雄地区にもしっかりと手を当ててほしいという思い、それは大変重要なことであると私自身も認識しております。

旧の地区、こういったものの融和を損ねることがないように、私ども今後なお一層、今回の御意見も踏まえまして、留意しつつ事業を実施していきたいと考えておりますので、引き続き御指導を賜ればと存じます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） 今の町長答弁で、私も町民融和を大切にするという話をされました。そして、道路予算も通常通りだということで、私も継続事業であるということは認識

しております。しかし、具体的に、あなたの足元には歩道をずっとやっておられたり、それから、今も歩道工事もやって橋の橋梁の架け替えのところも出ております。

一方、志雄地区では、そのようなところは全く見当たらないのです。住民は非常に不信を感じ、そして、悲哀を感じておるようなところまできてるのですよ。そこをやっぱり予算の上で、当然、長たる者は両方を見ながら、私は道路予算が大き過ぎるというようなことは言っていません。やはり、それだけ大きなものをやるのであれば、両方を目配せしながらやるのが責務じゃないかということを知っているのです。その辺の見解をたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 金田議員の御質疑にお答えをいたします。

ただいま、町道の田中出村坪山線、そして町道上田堂田線、そちらについての工事について御指摘がございました。

私の家の近くばかりしているのではないかと、そのような御意見もあるのですがけれども、これについては内々の話ですけれども、私も担当課に対しまして、私の地元の在所であったり、その周りの工事が多いのではないかと、そのような話もしたことがございますけれども、今工事をしている路線につきましては通学路であるということもあって、通学路の安全プログラムですか、そういったものの中で改修が必要であると、そのように御提案いただいた上で実施をしておるものでございます。

これは、かねてからそのような整備というものは実施されておるものでございまして、さっきからもお話がございましたように、両町のバランスであったりとか、自分の家の近くばかりよくしているのではないかと、そのようなことは決してないように配慮しているところでございます。でも、実際どうなのかということにはなるんですけれども、そのようなことにならないように、事務方ともしっかり話をしておるところでございまして、今後町内全体、安全を確保するためのことを道路整備を含めてしていかないといけないと思っております。

今後、志雄地区につきましては、現在159号線の羽咋道路を建設しておりますけれども、その延伸として二口から宿までですか、その間の整備も望まれております。これについても、私も度々、国や関係機関に要望しておりますので、羽咋道路、観光もというふうな目途でありますけれども、できる限り早く事業化してほしいと、これも安全のためにしっかりとバイパス整備をしてほしいと、これからも皆さんとともに要望を通していきたいと思

っております。

また、前の議会ですとか、塚本議員から志雄パーキングのインターチェンジ化ということもお話がございました。こういったことについてももしっかり目を向けて、またさっきの米出バイパスの話もありますけれども、利便性の向上であったり町内のいろんな土地の有効活用にもつながるような、産業の振興にもつながるような、そのような重要な路線として今後検討していきたいと考えておまして、町内の均衡ある発展ですね。

金田議員からも重要なまた御指摘をいただきましたので、よくよく踏まえて頑張りたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

#### ◎町政一般についての質問

○議長（柴田 捷君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、2点質問いたします。

まず、道路のバリアフリー化の推進についてであります。

本町では誰もが歩きやすい道路とするため、管理道路のバリアフリー化を進めてこられたと思いますが、ただ管理道路においてはまだまだバリアフリー化が進んでいないところが多いように感じられます。本町の中心を走る国道249号線沿いの商店などへ歩いて行かれる方やシニアカーで行かれる方から、歩道が狭くて段差もあって通行に安全安心ではないとの声が聞かれます。

隣、かほく市を通る国道は道路整備も進んできれいになっていますが、大海川を渡って本町に入り、国道249号に進むと道路環境が急に変わるのを肌で感じてしまいます。歩道がないところや狭いところを歩く人やシニアカーで通行している方を見ると、気の毒でなりません。

これから高齢者が運転免許を返納した後、普段の移動の足としてシニアカーの利用の活用が多くなると予想されます。今後道路のバリアフリー化などを行いながら、道路整備を進めていただきたいと思います。

ここで、お聞きします。本町では、これまで管理道路のバリアフリー化をどのように進めてこられたのでしょうか。今後どのように推進されるのでしょうか。

本町に、のと里山海道、国道249号線、押水バイパス、広域農道などが走っておりますが、特に国道249号は本町においても、町民においても身近な便利な道路です。しかしながら、現在の国道249号は道路利用者が使いやすい、優しい安全で安心で段差のない道路になっていないところもあり、バリアフリー化の道路整備を進める必要があります。

ここで、お聞きします。本町を通る国道249号線のバリアフリー化の推進について、本町としてその道路を管理されている土木事務所にどのように要望されているのでしょうか。今後どのような道路整備が行われる計画があるのでしょうか。また、国道159号線のバリアフリー化の計画はどのようなのでしょうか。今後まだ歩道の整備がなされていない国道での歩行者やシニアカー利用者などの交通事故防止方策を、どのようにされるのでしょうか。町民は少しでも早く国道等のバリアフリー化の推進を願っております。安全で安心して、人やシニアカーが通れる歩道の整備をお願いしたいと思っております。

次に、孤立集落対策などについてです。

今年1月10日夜から大雪の影響により、本町の山間部にある原地区が孤立状態になりました。孤立状態とは、通信手段が断絶することにより、情報の確認や伝達が困難な状況が発生することや、道路など外部との物理的アクセスの断絶などによって、初動機能、救助救援活動に遅れが発生することが考えられることです。

新聞記事に、原区長は孤立した3日間、住民に急病人やけが人が出なかったことに安堵し、倒木による孤立を招いた林の放置を嘆いたことが載っておりました。同地区には14世帯27人が暮らし、そのうち7世帯13人は孤立前に集落外の親類宅へ避難していたようです。

ここで、お聞きします。原地区が大雪の影響により住民の半数以上が避難せず孤立状態となったが、町として避難対策をどのようにされていたのでしょうか。避難方法を事前に決めていなかったのでしょうか。今後の避難方針はいかがなのでしょうか。

また、原区長は手入れされずに細長く伸びた木が折れ、孤立を招いた林の放置を嘆いておられるが、山間部の道路沿いにはこのような放置された林も多くあり、倒木により道路を塞ぐことが今後も発生すると思われまます。

ここで、お聞きします。倒木により道路を塞ぐことが予想されるものについて、町として所有者や電力会社等に伐採依頼等をされておられるのでしょうか。今後、木の所有者にどのような指導をされるのでしょうか。

原地区の孤立の報道によって、全国の方々から心配の声、励ましをいただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

町では道路のバリアフリー化について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、「宝達志水町移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定める条例」及び「宝達志水町道路構造基準等を定める条例」を平成25年3月に定め、宝達志水町が管理する町道を新設、または改築する場合において、道路構造令などに準じ、整備に取り組んでいます。

現在、町で計画及び工事を進めている道路新設工事の町道米出今浜線や、歩道整備工事を行っている町道堂田上田線においては、利用者がスムーズかつ安全に通行できるよう実施しております。

次に、国道159号や国道249号の整備要望につきましては、管理者である国や県に対し、路面等の補修等について、必要に応じ随時要望しております。また、国道249号において、一部歩道の狭い箇所について、水路の改修も考慮した歩道改修について、宿区からの要望に基づき県に要望をしております。

次に、歩道が未整備の区間における交通安全対策についてですが、シニアカーなどの利用者に関する注意喚起方法や看板設置などの有効性を関係機関と協議し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

また、歩道の新設や拡幅する場合には、国や県、地元と協議した上で、町として要望を行ってまいります。

次に、1月の雪害の概要についてですが、原区民が利用する生活道路において、大雪による倒木や電線等の断線、電柱の倒壊で車両が通行できなくなり、1月10日夜から12日夜の間、集落全体が孤立状態になりました。ライフライン等の状況では、電気が別集落からの回線により通電した以外は、電話やテレビなどの復旧の目途が立たない状況でありまし

た。

議員御質問の孤立集落の対応等として、12日朝に電線等の関係各社に参集を依頼し、現地確認とケーブルの一時的な撤去を行った後、町道の除雪、倒木処理等を優先的に実施した結果、同日午後8時に全線を開通させ、孤立状態を解消したものであります。

また、除雪、倒木処理等と並行し、3日間、職員を交代で原区に駐在させ、通信の確保と朝夕の住民の安否確認、水等の供給を実施しております。そのほか、保健師や社会福祉士による健康状態の確認も行っております。その際には、一時避難の提案もいたしました。住民からは住家に被害がないことや停電ではなかったこと、食糧の備蓄があったことから、自宅での滞在が継続されました。

そして、通信確保のために原区集会場前に携帯電話会社による移動通信局が設置されるとともに、一部の世帯に携帯電話の無償貸し出しがなされたほか、衛星電話、防災行政無線を集会場や区長宅等に設置いたしました。

次に、事前の避難に関する取り決めについてであります。町の地域防災計画に、「災害発生時においては、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。」という趣旨の定めがあり、住民に避難を呼びかけるとともに、避難所の開設準備を実施いたしました。

今後の避難計画については、今回の対応について評価を行い、危険が想定される場合には町民や各区長に対して情報提供や注意喚起、早期避難の呼びかけ等に取り組んでまいります。

次に、倒木を防ぐための事前対応等についてですが、道路上に樹木の枝が伸びることによる交通障害や事故の発生等を未然に防ぐために、町ホームページ並びに令和2年12月号の町広報において、適切な樹木管理について周知を行っております。

次に、所有者や電力会社に伐採依頼することについてですが、電力会社においては電線に木の枝などが掛かり危険と判断した際には、事前の対応がなされております。所有者が明確に分かる箇所については、適正な維持管理を要請しておりますが、実施に至るケースはほぼないのが現状であります。

また、町では、交通量の多い幹線道路においては、事前に伐採した事例もあります。

今後も安全確保の観点から、引き続き適正管理の重要性に関する周知を図るとともに、必要な対応について要請してまいりたいと考えております。

更に、山間部における木の所有者に対しては、地元集落や森林組合と連携して、山林の

維持管理の必要性について啓発活動に取り組むとともに、森林環境税を活用した間伐などを行い、災害に強い山づくり、町づくりを進めたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私のほうから、松浦議員と重なるところはあると思いますが、去る1月9日夜から1月12日夜までの期間で、大雪によって本町原地区、見砂地区及び清水原地区の孤立状態が発生した件について質問をいたします。

この期間、それぞれの地区において大雪の影響により倒木や電柱の倒壊が発生し、道路の寸断、長期間の停電、井戸水を汲み上げるポンプの停止による断水、電話・インターネット回線の断線による通信の途絶等、住民の生活に大きな被害をもたらしました。特に、通信手段を喪失し、現状の第一報すらできなかつた原地区住民の不安は計り知れなかつたものと思います。

そのような状況の中で、町は、町職員に無線機を携帯させて各地区へ雪の中を徒歩で移動し、集落一軒一軒の安否確認を行ったことは、称賛すべき適切な対応であったと思います。この対応によって、不足している食糧・水・灯油の補給、発電機の貸与、緊急用の携帯アンテナの設置等を適切に行うことができました。

雪で覆われた非常に厳しい寒さの中、自宅がオール電化であったためどうしようもなく、状況を伝えるため雪の中を徒歩で移動する方や、道路が寸断されたため残り少なかつた灯油を補給することができず不安を感じていた方、あるいは電気を必要としないような石油ストーブを持ち合わせていなかつたため、ガスコンロで暖をとっていた方もおられたと聞いております。

本対応の躊躇や遅れがあれば、人命に関わることも十分に考えられました。今回の町の対応は大変よかつたとは思いますが、数年後、再び同じような状況が発生したとき、同じように対応できるとは限りません。また、今回の対応に当たつての課題や問題点も出てきたのではないかと思います。

そこで、同様の状況が発生したときに備えるため、今回の経験を生かし、地域住民や現地に赴いた職員の意見等を集約、検証して、町として集落孤立時等のマニュアルや、いざというときに素早く対応するためのチェックシートなどを作成すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

1月の豪雪に伴う孤立集落の発生等に際しましては、提案理由や松浦議員の御質問への答弁で述べさせていただきました通り、多数の関係機関や企業と連携して対応を実施いたしました。

これらの対応については、過去に経験が無かったこともあり、現在は詳細なマニュアルが無く、災害につながる事象の発生が予測された時点、また発生後に随時、対応について検討を行い、対応を実施いたしました。

しかしながら、危険が迫る中で安全を確保するためには、正確な状況の分析や適時適切な判断と行動をすること、そして、そのための事前の取り決めや準備が重要と考えます。

そこで、住民の安全を守るために必要な対応として実施すべき職員の招集や関係機関への協力要請、物資の調達・供給、現場での対応、避難に関すること等について、今回の対応を踏まえて、また、ただいまそれぞれの御家庭においては大変厳しい寒さを何とかしのいでおられたと、そのようなお話も伺いました。そういったことも振り返り、調査する、そのようなことをしながら、初動対応から復旧対応までの具体的なマニュアルの整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 先ほど町長の答弁で、適時適切な情報が必要であるというふうに言われましたけれども、そこでちょっと質問させていただきます。

防災無線についてですが、まず、防災無線は商用電源が切れても無停電電源装置等で稼働するものであるのかどうかということを1点。

2点目に、本町の防災無線が親機設備と各地域に設置されている屋外拡声子局、いわゆるスピーカーのようになっているあの設備ですけれども、その親機と子局が通話できるタイプであるのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（柴田 捷君） 危機管理室長 宮本孝則君。

〔危機管理室長 宮本孝則君 登壇〕

○危機管理室長（宮本孝則君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

現在、町が所有しております防災行政無線につきましては、無停電装置は装備しております。

また、先ほどもう一つありました親機と子機、本庁と集落との間の関係でございますが、通話は可能でありますということでございます。

以上であります。

○議長（柴田 捷君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 防災無線が通話できるタイプであるというふうにお伺いいたしました。町民の多くはあのスピーカーを見て、あれは拡声するスピーカーであるという認識のほうが非常に大きいと思います。

今回のように通信が途絶するような場合、防災無線が無線機として使えるんだよということを周知していただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 危機管理室長 宮本孝則君。

〔危機管理室長 宮本孝則君 登壇〕

○危機管理室長（宮本孝則君） 岩根議員の御質問にお答えします。

御指摘いただいたとおり、そのように進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町支部を代表して、以下5点にわたり一般質問をいたします。

まず、後期高齢者医療制度における病院窓口2割負担についての町長の見解をお聞きします。国の制度改正をなぜ町長に見解を伺うのか、それは国の高齢者への病院窓口2割負担化が宝達志水町の健康を守る取組や努力と相矛盾するからであります。

さて、これについて、日本共産党宝達志水町支部が後期高齢者医療制度改正の75歳以上の方の医療費の窓口負担2割についての意見聴取を行ってきました。少し紹介します。

現在は御夫婦共に後期高齢者で、病院での窓口負担は1割の方であります。介護が必要

な夫と暮らしておられて御自身も治療のために通院している方です。この方が、今でも食費や衣服の購入を控えているが、医療費が倍になれば何を削ればいいのでしょうかと言って途方に暮れたといえます。

また、ある後期高齢者の方は、介護保険の対象になる65歳になったときから、生活のために慢性疾患での通院を減らさざるを得なかった、介護保険が高かったんでしょうね。75歳になると、医療費が1割負担になるのが楽しみだった。しかし、ここにきて医療費が2割負担になると、今の介護サービスを受け続けたいができなくなると悩みを打ち明けてくれたそうであります。

恐らくこんな例が宝達志水町に多くあると考えられます。その根拠は、総務省統計局の家計調査で明らかです。2019年2月に公表されている平均的な高齢者夫婦の年金収入が、月合計して20万5,000円。一方、介護保険料や医療費も含めた平均的な生活費が26万5,000円と出されています。つまり、高齢者世帯の月収月平均が20万5,000円で、支出が26万5,000円要るということなんです。6万円の赤字ですね。この月々6万円の赤字は直近の2021年の調査では、病院への受診控えなど支出の減少もあり、3万円弱の赤字に緩和されているそうであります。それでも、赤字は変わりません。家計赤字は変わりません。

それが2割負担によって、高齢者1人平均2万6,000円の医療費負担が多くなるのが計算されています。高齢者の窓口負担を2割にして、高齢者の方は病院にかかるなどでも言いたいようであります。後期高齢者医療制度で窓口2割負担を課せばどうなるのか。政府も知っているんですね。現役世代への負担軽減ということを、しきりに政府は言っています。しかし、国民健康保険や組合健保など各保険制度からの後期高齢者医療制度への支援金も、現役世代1人にとすると、年間700円から800円の軽減に過ぎません。

また、2割負担の導入は、現役世代にも打撃を与えます。高齢親族の生計を支える方や働きながら親の介護を担う方など、現役世代には大きな打撃を与えます。また、成人した子どもを高齢世代が支える8050問題、80歳の親が50歳の息子を支える、こういう問題も増えており、家族共倒れも懸念されます。政府が言っているように決して2割窓口負担は現役世代の負担の軽減にはならず、むしろ、現役世代にも打撃を与え、家族の共倒れを増加させる懸念があります。

そもそも、病気は早期の発見と早期の治療が重要です。そのために宝達志水町は保健師さんを中心に、健康診断の受診率を頑張って高めてきているんです。この方向にこそ町民の健康を守ることができるの思いからであります。高齢者に2割負担を強要し、受診を

控えさせることにつながる法改正の問題なのだと思います。宝達志水町の町民を守る施策の方向と、2020年度の後半と言われていますが、施行されようという後期高齢者の後期窓口2割負担は、明らかに矛盾します。町長にはこの問題についての見解を述べてもらい、この問題への対応をお聞きいたします。

次に、新型コロナウイルスに感染しながら無症状の方の発見と保護についてお聞きします。

まず、間もなく新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります。ワクチンは感染終息への有効な手段ですが、未知の問題を多く抱えています。厚生労働省も、ワクチンによる発症予防効果は臨床実験で確認されたが、感染予防効果については明らかになっていないとしています。つまり、かかりにくくはなるけれども、ワクチンを接種したからといって必ず感染しないとは言えないですよということだと思います。しかし、ワクチンの効果が長期にわたって続くのかどうかも、まだ分かっていません。だから、ワクチン頼みになって感染対策の基本的取組が疎かになったら、大きな失敗に陥ることになります。現在、新規感染者数が減少し、検査のキャパシティに余裕ができた今こそ、検査によって感染を押しさえ込むことが重要になっています。私が一貫して求めてきたように、新型コロナウイルスに感染しながら無症状の感染者の発見と保護を今だからこそ徹底すべきです。そのため、特に、高齢者施設や医療機関に従事する方々の定期的なPCR検査が、町の高齢者の命を守る上でどうしても必要です。

その根拠の一つが、日本共産党の国会議員団が厚生労働省のコロナ対策本部から聞き取った飲食店と医療機関、そして高齢者施設の3つの場所のクラスターの発生状況の結果によるものであります。

具体的には、2か月前の12月7日までのクラスターの発生数と今年2月1日までの発生数との比較です。12月7日には、クラスターの数が高齢者施設では全国でそれまで384件だったものが、1か月半後の2月7日には、2.5倍の928件に激増しています。同じように医療機関では、443件が796件と1.8倍。ちなみに、飲食店のクラスターの発生は、同時期で625件が927件と1.5倍になっているのと比べると、病院や高齢者施設の増加ぶりが顕著だということです。

第2の根拠は、東京都内の数字ですが、1月のコロナ感染者の死者で感染経路が判明した150人のうち、約8割の122人が病院や高齢者施設で感染したとする2月3日付の読売新聞紙上での集計によるものであります。石川県内では昨日までに、新型コロナウイルス感

染で61名の方が亡くなっていますが、聞き取りを中心に調べましたが、どこで感染して、それが亡くなる主な原因になったのかの資料が探し切れずにいますが、恐らく東京都と同じような状況だと考えています。

町民の命を守る上で、高齢者施設と医療機関での感染を抑えることは、急所中の急所になっています。最近では政府でさえ、特定の都道府県に対してですが、高齢者施設の従業員等への検査の集中的実施の必要性を提起せざるを得なくなっています。ただし、あくまでも検査の検査費用は国と県の折半という問題や、求める検査回数の少なさの問題もありますが、さて、石川県は別ですが、厚生労働省は、緊急事態宣言が出ている10の都府県には高齢者や医療施設の職員へのPCR検査を行うように通知していると思いますが、いかがですか。また、都道府県の枠の狭さを超えて、区市町村でも独自にPCR検査を実施して、無症状の感染者を探し出す努力を行い、成果を上げているところがあります。この新型コロナウイルスの怖いところは、無症状の方がいる、その方々が感染を広げる、ここなのです。

東京都の世田谷区では新型コロナウイルス対策として、無症状の介護施設職員らを対象にしたPCR検査を実施しました。これまでの結果は、陽性率が0.7%、1万人いたら70人ですね、ことを発表しました。世田谷区長は、早期の拡大防止という意味で大変意義があったと手応えを示したとの報道がありました。2桁の数の無症状感染者が発見されて、保護ができたのですから、そのとおりだと思います。

高木健康づくり推進室長には、既に通知してある質疑についてお答え願いたい。

この問題の最後に町長にお聞きしますが、施設利用者である町の高齢者への感染を防ぎ、重症化や施設内のクラスターを抑止し、職員が安心して業務に従事できるために、宝達志水町の高齢者施設職員、医療従事者、障害児者施設職員、保育・学校関係の従事者に定期的なPCR検査をすること、重要だと考えますが、いかがですか。

次に、上下水道料金の引き下げの、特に、下水道料金の引き下げの必要についてお聞きします。

令和元年度の議会決算審査で委員会として求めて、住民課に出していただいた資料とかはく市と宝達志水町の下水道料金の比較した資料に基づいて説明します。

まず、宝達志水町が県内で一番高い下水道料金を徴収しているということは間違いないかどうか、地域整備課長にお聞きします。

次に、以前の私の一般質問への町長答弁についてのその後を対象者に事情聴取しました

ので、それを基にお聞きします。当時の町長の答弁は、高い上下水道料金は若者が結婚して町外に住む要素とならない旨の答弁が資料も示されずにされました。そこで、私がかほく市に移住した若者夫婦に事情をお聞きしに伺ったことを報告し、これに基づいて質問します。

なぜかほく市を調べたのか、それは、令和元年の18歳から30歳の若者が宝達志水町から県内の市や町に移住する人数が多かったところだからであります。1位が42人の金沢市、2位が25人のかほく市、3位が8人の白山市、4位に6人の羽咋市です。両隣に三十数人宝達志水町から行っていることになるんです。両隣の市ですね。今回、かほく市に世帯を構えた若者に話を聞きに上がりました。その方々が言うのは、土地の高さもかほく市はピンキリで、宝達志水町と変わらないところが多い。家の購入のために1,500万円の借金をしても、金利が安いので、35年のローンを組んでも月々3万円ちょっとの返済。2年ごとに金利の見直しがされるが、数年間ずっとこのままで返済している。金利が上がる今は経済状況にはない。アパートへ入るよりも、ローンの返済が安くなっている。かほく市も宝達志水町も、直接の子育ての施策は大きな違いはない。違うのは、宝達志水町の上下水道料金の高さ、これが家のローン返済の邪魔になる。金利が安くて家を購入したら、宝達志水町にいと元も子もなくなる。こういう意見なんです。

確かに、宝達志水町の下水道料金は、かほく市の約2倍の高さです。町長、あなたは、町から離れていったこの若者夫婦の声にどう応えられますか。

また、高齢者の方々からも意見聴取をしてこられたそうでもあります。こんなことを言っておられました。下水道料金を戻すと町長選のときに公約しておきながら、何の道理も入る道理はない。こんな高いところに入る道理はない、こんな高齢者の言葉です。下水道に加入すると年金だけで生活できなくなるとの声を聞かせていただきました。

この高齢者の声に町長はどう応えるのですか。若者、高齢者の声にどう応えますか。あなたが町長をされている限り、若者たちは町を離れ続け、高齢者は水洗トイレも利用できない町であり続けると判断していいですか。

次に、国民健康保険の傷病見舞金制度の創設についてお聞きします。

前議会で創設された町の国民健康保険の傷病手当の対象者は誰で、見舞金ではなく、傷病手当の対象者は誰で、宝達志水町に多いんですけれども、一人親方などの国保加入者の事業主は対象者になり得るのかどうかお聞きします。また、できないとしたら、コロナ感染症で休業した場合、一人親方などの国保加入者の傷病手当のような救済措置はあるのか

どうかお聞きします。

コロナ禍の下で、全国で創設されている傷病見舞金についてお聞きしますが、これは一人親方の国保加入者にも適用できる制度です。残念ながら県内ではまだつくられておりませんが、全国でどれだけの自治体で制度がつくられているのかお聞きします。国民健康保険加入者で一人親方への傷病見舞金が行われていると思いますが、町長の制度をつくる考えをお聞きします。

最後に、大雪による今回の集落の孤立化解消について、前にお二人の議員の方が質問されましたが、角度を変えてお聞きします。

まず、1月上旬の大雪による原区の孤立化についてですが、原区に新聞配達をされている方が大雪の前日に音による倒木の予兆があったと言われていました。実は、聞き取り調査をしてきました。もし、そうなら事前に対応ができるのではないかと思います。担当課は同じように意見聴取されていると思います。いかがでしょうか。

山や谷を多く抱える宝達志水町で災害対策のために朝一番に山や谷を、そして夕方にも山や谷を駆け巡る地元新聞販売所の危機情報の提供をお願いする仕組みが大事なことのひとつと考えます。もちろん、根本的な周知の管理の問題もありますが、危機管理室長にお聞きいたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

後期高齢者の医療費の2割負担は、対象となる方にとっては厳しいことと考えております。今回の医療費2割負担は、若い世代の保険料負担の増加を抑制するという課題への対応です。国は、長期に頻回に受診する人への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を導入する考えを示していますので、後期高齢者の負担の厳しさはありますが、若い世代への負担軽減として御理解をお願いいたします。

次に、本町での医療機関従事者等の定期的なPCR検査の実施ですが、クラスターの発生など感染多発地域においては、県と相談して適切に対応していく必要があると考えています。しかし現在、町は多発しておらず、町として独自に行政検査以外のPCR検査を定期的実施する状況ではないと考えています。

次に、下水道料金についてですが、町の料金は県内で一番高くなっております。また、令和元年9月定例会の一般質問におきまして、高すぎる下水道料金が町での子育ての障害であり、町への定着の障害になっているという認識はあるかと御質問いただきましたが、「下水道使用料金が低いという事だけが、町への定着の障害となっているわけではないと考えている。」とお答えをしており、現在もその認識は変わっておりません。

上下水道料金の引き下げについては、人口減少、節水志向に伴う料金収入の減少や、施設等の老朽化が進み更新事業費の増加などが見込まれる中、安定的・持続的に事業を継続するためには上下水道料金の引き下げは難しいと考えております。

今後は維持管理業務の見直し等を図ることで、経営健全化に取り組みつつ、財政状況を見極めながら配慮が必要な家庭への負担軽減について検討してまいります。そして、私が町長である限り、生活がままならないほどの高負担にならないようにしていきます。

次に、国民健康保険における事業主の傷病見舞金制度の創設についての御質問ですが、この制度は、給与を受けている国保加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方などが対象で、町独自で傷病見舞金を事業主の方に支給する場合は、国の財政支援の対象外となり、今のところ新型コロナウイルス感染症だけに特化した施策は難しいと考えております。

なお、細部については、所管の室長から説明させますので、御了承願います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 健康づくり推進室長 高木栄子さん。

〔健康づくり推進室長 高木栄子君 登壇〕

○健康づくり推進室長（高木栄子君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

病院窓口負担が2割になる年金収入者ですが、後期高齢者一人暮らしの場合は、年金収入に加え、その他の合計所得金額が200万円以上となります。

ちなみに、後期高齢者の考え方は、一人暮らしの場合と、あと、旦那さんだけが後期高齢者で奥様が後期高齢者ではない場合も、一人暮らしというふうにみなされます。大人数での家族でありましても、後期高齢者の場合は一人ひとりで考えますので、その方の年金収入に加えて、その他の合計所得金額が200万円以上ということになります。また、後期高齢者夫婦の場合は、年金収入に加えて、その他の合計所得金額の合計が320万円以上となります。これも先ほどと同じく、2人だけの2人とも後期高齢世帯の家もあれば、大人数の方の中での後期高齢者2人という世帯もございますので、そういう考え方になってお

りますので、御了解ください。

次に、家計調査に関する御質問であります。一番新しい2021年2月の調査結果の公表では、夫婦高齢無職世帯、夫婦とも65歳以上の世帯となっております。その方たちの収入で社会保障給付費は約21万9,000円、支出は25万5,000円余りとなっております。

この中で、医療費のほうの分析もしてあります。後期高齢者の方ですので、この家計調査につきましては65歳以上ですが、やはり65歳以上、後期高齢者の方も病院にかかる率は高いと思います。先程からいろいろありますけれども、何よりも優先すべきことは、後期高齢者に必要な医療が確保されることと、窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制される事態が生じないことにすることが不可欠であると思っております。健康づくり推進室では今年度4月から、後期高齢者医療と国保が同じ課になりました。今までの健康づくり事業と一体化して、後期高齢者の方の健康づくりにも力を入れていきたいと思っております。もちろん、適正な受診、先程言いましたように、受診控えがないように支援していきたいと思っておりますので、その辺は頑張りたいと思っております。

続きまして、厚生労働省は緊急事態宣言が出ている都府県に、高齢者施設の職員への定期的PCR検査を行うように通知していることに間違いはないかとの御質問ですが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は令和3年2月4日付けで、全都道府県、保健所設置市及び特別区に対して、「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について」を通知しております。内容は、緊急事態宣言が出ている都府県とその管内の保健所設置市及び特別区においては、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定・実施を遅くとも令和3年3月中に実施すること及び集中的計画期間後も感染状況に応じて必要と認める場合は、引き続き定期的に検査を実施することを要請しております。

昨今、金沢市においても、多数地域ということで、片町地域の従業員の方にPCR検査がなされております。そういうふうに国の指示に応じまして、その感染多発地域ではきちんと対応しているという状況であります。

次に、東京世田谷区の高齢者施設従業員・医療機関従事者へのPCR検査が教訓となり、厚生労働省が通知を出すきっかけとなったことは間違いはないかとの御質問ですが、厚生労働省は検査体制について、感染状況や研究結果や有識者の意見に基づいて定期的に通知を発出しております。クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施についての「世田谷区を教訓とした」という提示はありません。

次に、世田谷区の検査方式と検査の目的ですが、検査方式は、鼻腔ぬぐい液の自己採取

または唾液自己採取です。

検査の目的は、1つに、施設医療関係者への感染を未然に防ぎ、重症化を避けること。

2つ目に、感染者または感染疑いのある人に接触した可能性が高い人に対して、早期に対応すること。

3つ目に、施設内でのクラスターを抑制することの3点であります。

次に、感染第3波といわれる期間で、高齢者施設や障害児者施設、医療機関のクラスターはどれだけ増えたかの御質問についてであります。全国的に高齢者施設などのクラスターにつきましては、厚生労働省の情報等を調べましたが、見つけることはできませんでした。しかし、石川県内の第3波といわれる感染期間は2月から、先日も新聞に載っていたと思いますが、12月から現在までが第3波と言われております。その中で、石川県内のクラスターについては、調べてみました。トータルで37件のクラスターがありましたが、第3波につきましては、そのうち21件になります。その21件の内訳ですけれども、福祉施設関係が1件、医療関係は2件であります。この医療関係につきましては、1つの医療機関が2回ということになっております。残り18件につきましては、飲食店関係が7件、カラオケ関係が3件、職場関係が4件、会食関係が3件となっております。これを見ますと、第1波、第2波、第3波を比べてみますと、福祉施設は第1波はゼロでした。それが2波で1になり、現在、第3波でも1です。医療機関につきましては、第1波のときはやっぱり2つの医療機関でした。第2波も2つです。現在も1つの医療機関ですが、延べ2になっておりますので、医療機関については変らない状況でございます。しかし、飲食店関係につきましては皆さんも御存じのとおり、第1波では1件でしたが、第2波では2件、第3波では7件というふうに、飲食店関係が増えているということが石川県においては分かるところでございます。

続きまして、国民健康保険の傷病手当の対象者は誰かとの御質問ですが、給与を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり、感染が疑われた者ということになっております。

次に、事業者は対象者になることができるのかとの御質問ですが、事業主は対象外となります。また、一人親方や数人の零細企業の事業主は、コロナ感染で休業した場合の傷病手当のような救済措置はあるのかとの御質問ですが、国民健康保険の制度についてはありませんが、他の制度についてはあると聞いております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大でこの傷病見舞金制度が多く創設されてきている、どのくら

いの数かとの御質問についてですが、他県においては十数件の市町が実施しております。石川県に確認したところ、県内の保険者として実施している市町はないということでございます。

ということで、私の答弁は終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 危機管理室長 宮本孝則君。

〔危機管理室長 宮本孝則君 登壇〕

○危機管理室長（宮本孝則君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

1月上旬の大雪による原区の孤立化の前日の森林の予兆の報告が町になかったのかについてであります。1月上旬の大雪に伴い、新聞配達員の男性の方から見砂区や原区の倒木等につきまして、複数回にわたり情報提供があり適宜対応しておりましたが、情報の内容が聞き取れなかった点もあると聞いており、今後は、情報提供者からの聞き取りを確実にし、重要なことについては、担当課へ速やかに引き継ぐよう徹底してまいりたいと考えております。

次に、地元新聞販売所との間での「危険察知情報」の提供をお願いする体制作りについてであります。今回の大雪において様々な情報が入っており、中でも早朝における情報提供においては、迅速な対応が求められる場合もあることから、町と郵便局が実施しております地域見守り活動などを参考に、実施できるか検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 3点再質疑いたします。

1点目は、後期高齢者医療制度の2割負担なのですけれども、私、しきりに先程そこでお話ししたのは、若い人のためにもなりませんよ。金額で言ったら、支援金が700円減るぐらいですということを言いました。高木健康づくり推進室長は、これまでの宝達志水町のやってきたこと、要するに、必要な受診を控えないようにすることが大事なのだという答弁でした。そこまででしたよね。それ以上言われたいと思います。だから、後期高齢者医療制度は駄目やとは言えないでしょうから、聞いていませんし、でも町長は、若い人のためってまだ言っているのです。その根拠を教えてください。しきりにそういうことを言うのでしたら、根拠を言ってほしい。私はそうではないと、いろいろ幾つか例を言いました。それで若い人のためにもなりませんということを言っているのですけれども、あなた

はしきりに若い人のためやと言っているのですが、その根拠を教えてください。

それと2点目は、国民健康保険の一人親の方がコロナ禍で発症したりした場合、何もないのです。他の制度は、高木室長が言われたように、他の制度を調べてみたらあるのですよ。公務員の皆さんもあるのですよ。ところが、国民健康保険に入ると、ここにはコロナ禍で見舞金とか、コロナで傷病手当とか、そういうのが全くないんです、一人親方は。せめて、その空白をちゃんと税金で埋めようじゃないですか、その人も保険料を出しているのですから。他の保険はあるけれども、国民健康保険だけにはない。しかも、国民健康保険は福祉の制度と言っている。変な話ですよ。そしたら国民健康保険につくろうじゃないかという提案なのですよ、町長。ぜひ前向きに検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

3点目は、私、町長が言われた若者を定住させるための邪魔になっているということ、下水道料金の高さが邪魔になっている、出ていく原因になっているということ、今事例を示して、聞き取りもして言ったのですよ。町長は相変わらず何の根拠も示さずに、それはそれだけじゃない、下水道の高さだけじゃない。では、何があるのですか。その答弁を言われる根拠を教えてくださいと言っておるのです。質問は分かりますよね。ぜひ、その3点お願いします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、後期高齢者の負担増についてですけれども、保険者の方の負担が増えなければ、それ以外の方の負担がある。それは、若い方々への負担であるということで、根拠というか、自明のことではないかなと思います。

一方で、そのような負担があり診察も受けられない、そのようなことも望ましくありませんから、先程述べましたような経過措置もございますし、そういった方々の実態についてはよくよく考えて、健康が維持されるよう、そのような取組をしっかりとしていかないといけないと思っております。

そして、コロナ禍に際しましての一人親方であったりとか、救済の対象にならないような、そのような方の事例があると、そのようなこともございましたけれども、こういったことについても中でも協議しておるのですが、コロナの影響だけについて手当ができるものかどうか、行政としてですね。公としてのものができるかどうかという問題があったり

とか、いろいろありますので、一方で、御指摘になったような事情についても把握しておるところもありますから、今後はよく考えていきたい。また、さっきも申し上げましたけれども、国の3次補正もございますので、そういったことも可能なかどうか、コロナ禍の影響、こういったものが深刻にならないように町としてできる限りのことをしていきたいと、そのように考えております。

それと、下水道の料金が高いことだけが移住の原因ではないとすることの根拠です。根拠を示すようにということなのですが、いろんな理由がございまして、下水道が高いからというか、小島議員のお話であると、出ていったのは下水道が高いからだと言っておられるんじゃないかなと思うのですということには限らないと、残念ながら限らないということなんです。いろんな理由があるんだろうと、それもいいことじゃないのですよ、決して。ということで、負担が高い、これは事実でありますから、そういったことには、先程も申し上げましたとおり、負担の高い、それになかなか耐えにくいという方には、現在も減免措置はありますが、負担の在り方についてはよく考えていかないといけないと考えておるところでございまして、更には、子育ての環境であったり、かほく市を事例に挙げておられましたけれども、かほく市はお店が多かったり、企業も多かったり、人が人を呼ぶような、そのようなよい循環が起きているとも思っております。我が町においても、明るい町、住みよい町、というのはいろいろよい点もありますし、そういったことを皆さんによく知っていただく。また更には、子育て環境をよくしていくということで、これからはしっかりと、諦めず努力をしていかないといけないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 一般質問の途中ではありますが、議事の都合により、昼食のため……もとい。

それでは、一般質問を続けます。

4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 私からは、3問の質問をさせていただきます。

宝達志水町で働く母親の子どものこども園の入所についてお聞きいたします。

宝達志水町で働いておられる親がいろんな状況の中で、早く仕事に就きたいということも含めて、宝達志水町のこども園に入所するということをおっしゃってありますが、どのよう

なお知らせがされているのかお聞きいたします。

2つ目に、子育て支援センターの利用と子育てのサポートについてお聞きいたします。

宝達志水町では、福祉課のこども園にある子育て支援センター、また、健康づくり推進室が執り行っております子ども包括支援センターという形で、小さな子どもの支援サポートがされております。親にとって大切です。現在までどれだけの利用があって、今後どのように進めていくのかお聞きいたします。

最後に、住宅地の造成について質問させていただきます。

町の助成を受けて今まで、住宅建設の実績についてどれだけあったのでしょうか。

また、今増えている空き家、空き地の宅地利用について、また住宅地の造成について、どのように進めていくのかをお聞きいたします。

以上、3点について質問いたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

認定こども園の利用には、住所を有する自治体に入所申し込みを行い、その長の承認を受ける必要がありますが、本町では毎年10月初旬に広報や町ホームページ等で入所案内を掲載し、お知らせしています。

また、他の自治体に住所を有し、本町の事業所で働く保護者が仕事等の都合により、本町の認定こども園での保育を希望する場合は、住所を有する自治体に申請を行い、当該自治体と本町が協議し、ひとり親等の優先利用の条件に基づいて受け入れの可否を判断しています。

認定こども園では、保育サービスの質を確保する観点から保育士の配置及び保育室の面積等について国で基準が定められており、定員の空き状況等により受け入れを行っています。

町の事業所で働く方々への認定こども園入所の周知、そして積極的な受け入れにつきましては、他の自治体の承認を得ることが難しい場合がございますが、検討していきたいと考えております。

次に、町では、妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を目的とした「子育て世代包括支援センター」を町民センターアステラスに、保育所未入所の就学前の親子に遊びの場を提供する「子育て支援センター」を相見保育所と南部保育所に設置しています。

まず、「子育て世代包括支援センター」は、令和2年4月に健康づくり推進室内に設置しました。母子手帳の交付者全員に対して、センター内で保健師による相談や個別指導を実施し、支援を行っています。

また、センターに設置した「ふれあい広場」は、乳幼児健診時の待ち時間等に遊び場として活用されています。

そして、8月より妊娠から子育てまでをフルサポートする「宝っ子すくすくアプリ」を立ち上げました。2月19日現在の登録者は55件であり、今後も普及に努めたいと考えております。

来年度からの取り組みですが、産後の母親のデイケア、ショートステイ及び母親だけでなく、父親も参加しやすい子育て支援も行っていく予定です。

次に、相見保育所と南部保育所にある「子育て支援センター」ですが、利用者は、平成30年度は3,875人、令和元年度は2,624人、令和2年度はコロナウイルスの影響で休所期間等があったことから利用者は大幅に減少し、令和3年1月末で340人でした。

保育所内にある子育て支援センターは、保育所未入所の未就学児親子に遊びの場を提供するとともに、様々な行事・イベントを行っています。他の親子との出会いがあり、保育士に子育て等色々な相談ができる子育てサポートの大切な場であり、多くの親子が気軽に集える場としていきたいと考えています。今後も、様々な施策による総合的な子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、住宅建設の実績についての質問ですが、まず、住宅建築に対する町の助成制度につきましては、宝達志水町若者等定住バックアップ条例に基づく住宅新築等奨励金が平成17年度に始まり、令和元年度に名称変更及び内容を拡充し、「マイホーム取得奨励金」として現在に至っております。

この助成制度を受けての住宅建設の件数は、約16年間で新築住宅191件、中古住宅41件、建売住宅1件、合計233件となっております。

また、増加している空き家においては、居住していない物件のうち、良好な管理状態にあるものを町が所有者から申込みを受け、空き家の利用を希望する方に紹介する空き家バンク制度により、再利用を促進しております。今後は更なる空き家の解消に向けて、先進地の事例を参考にしながら、不動産に関するノウハウを持つ民間事業者との連携を検討していきたいと考えております。

次に、宅地造成についてですが、第2次宝達志水町総合計画では、住み続けられる町づ

くりを基本計画として、良質な生活基盤の充実を図るため、町民が暮らしやすい住環境の整備に向けて、宅地分譲を行うこととしております。

現在、町では、30歳代の子育て世代をターゲットとし、住宅団地の適地調査を行っております。調査では、災害に対する安全性等が確保される区域において、利便性、快適性、安全性の3つの視点から、住宅用地として開発可能な地域を抽出し、更に現地の状況や敷地の規模、上下水道の整備状況等も考慮し、住宅団地の候補地を選定することとしております。

町では、この調査結果に基づく候補地のほか、町有地の活用も積極的に図りながら、住宅用地の整備を進めていきたいと考えております。

住宅団地の適地調査は本年3月下旬に完了予定のため、次回の議会で調査結果をお示しさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

#### ◎議案の委員会付託

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。議案第1号から議案第22号までの議案22件及び報告第1号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から議案第22号までの議案22件及び報告第1号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎休会の議決

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。委員会審査のため、明2月26日から3月4日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、明2月26日から3月4日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（柴田 捷君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は3月5日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時31分散会

令和3年3月5日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一  
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久  
副 町 長 高 下 栄 次  
参事兼総務課長 村 井 仁 志  
危機管理室長 宮 本 孝 則  
情報推進課長 山 本 昭 弘  
財政課長 金 田 成 人  
企画振興課長 安 達 大 治  
住民課長 定 免 文 江  
税務課長 村 井 康 志  
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農林水産課長	松 原 好 秀
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外志美
宝達志水病院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝達志水病院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長 兼文化財室長	坂 井 賢

#### ◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

(追加日程)

日程第1 議案第23号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算(第12号)  
(町長提出)

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案に対する質疑

日程第4 討論

日程第5 採決

(追加日程)

日程第1 宝達志水町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、2月25日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 小島昌治君。

〔病院運営特別委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、本委員会に付託されました案件について、去る2月26日に、病院運営特別委員会を開催して、町執行部及び関係職員の出席を求めて、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、入院患者及び外来患者の確保の問題、医師の確保と医療体制の充実の問題、医療従事者のPCR検査の実施などについて質疑があり、活発な審査が行われました。

委員会としては、案件を慎重に審査した結果、議案5件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、適切な時期に医療従事者のPCR検査を実施すること、医師の確保と医療体制のさらなる充実を図ることとの意見が出されました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の過程と結果について御報告申し上げます。

以上、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 林 稔君。

〔教育厚生常任委員会委員長 林 稔君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（林 稔君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月1日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について、町当局から説明を受け、中央保育所整備事業の大雨による浸水の安全管理、コロナ禍での介護保険事業所への支援、福祉事業における町からのお祝い品等について、暴風雪による学校施設の修繕状況、認知症高齢者の住みよい町づくりの取組などについて質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では各案件を審査した結果、議案第1号は賛成2、反対3で否決すべきものと決定いたしました。そのほかの議案9件は、一部の議案では賛成多数によるものもありましたが、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分報告1件は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、保育士の処遇を改善し働きやすい環境づくりに努力するよう指定管理者と協議されたい、福祉事業における町からのお祝い品等は商工会に加入している店舗に使える商品券にするよう検討されたいとの意見が出されました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について、議長に報告し、本会議において決議を願うことで、各委員の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げ、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、総務産業建設常任委員会副委員長 松浦文治君。

〔総務産業建設常任委員会副委員長 松浦文治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会副委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月3日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、DMO事業の取組、カーブミラーの新設の設置状況、道路整備事業の実施

箇所など、多くの質疑があり活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案11件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） これで委員長報告は終わりました。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

#### ◎討 論

○議長（柴田 捷君） これから議案全般にわたっての討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） 私は、令和3年度宝達志水町一般会計予算について、反対をいたします。

法の定めるところにより、今町長選が行われようとしております。そんな中で、この予算を見る限り、暫定予算ならともかく、本格的予算というふうには受け取っております。でありますから、やはりこれは暫定予算ならともかく本予算、新規事業も交えてというようなことであっては、私は到底、考えられません。まして中身を見ますと、道路予算については8億円近く、それからその他の公園施設等で3億円近く、大きなものがのっております。

す。

しかし、私の考えでは、うちの町は合併町村であります。2町合併したわけですから、やはり、長たるもの両方に目配りして執行していくのが当然かと思えますけれども、この予算ほど偏った、今は合併して、あまり言いたくありませんけれども、押水地区に偏った予算であります。子浦地区は全く道路関係では、看板すら立っておりません。そんな中で、公園と、それからサッカー場というようなものものってきております。これでは、子浦地区住民は到底受け入れることはできないだろうという思いがいたします。合併したわけですから、子浦、押水ということはないと思えますけれども、これほど、片一方は大きく予算をつける、片一方は全くと言っていいくらいの予算だと私は考えます。こういう偏った予算には到底承服することはできません。その辺のところを考え、私はこの予算案には反対をいたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） 次に、賛成討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） ほかに反対討論はありますか。

11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、本定例会に上程されました令和3年度の各予算案及び条例改正案を含めた議案22件のうち10議案に反対し、反対討論を行います。

反対する予算案は令和3年度の一般会計予算案、同国民健康保険特別会計予算案、同後期高齢者医療特別会計予算案、同介護保険特別会計予算案、同上下水道会計予算案、令和2年度一般会計補正予算案です。また、反対する条例案は、議案第15号の監査委員の報酬引上げ案、議案第19号の浄化槽設置事業分担金徴収条例案、議案第22号の財産取得案であります。

さて、本定例会は今日16日に、金田議員もおっしゃっておられたように、町長選挙を控えた令和3年度の予算までを決める議会であります。通常、町長選挙前の予算議会は、私の経験する記憶する限りにおいては、特別な緊急性のある耐用年数が過ぎた保育所などの改築及び新築などを除き、新たな建設土木などの投資的経費は町長選挙後の新町長の下で臨時議会などを開催し、議会で決定するというものでありました。ですから、今議会では新たな投資的経費に踏み込まない骨格予算が基本だと考えていました。ところが、例年の

町長選挙前と違う異常な町サッカー場整備などの投資的経費が計上されているのが、驚きでもあり、本予算議会の特徴の1つです。

また、私の所属する教育厚生常任委員会で、私が、町長は提案理由説明で財政調整基金の3割に当たる2億2,000万円を取り崩した予算編成となり、非常に厳しい財政状況の中、行財税改革を行うとおっしゃっておられる。確かに、人口減少などで国から町に来る地方交付税交付金や町民税などの減少が2億円余りあるという予想が立てられている厳しい財政状況の中で、なぜ1億6,000万円かけて、今サッカー場を整備するのか、急がなくてもいいのではないかと私が質疑すると、町長は、財政はそれほど厳しくないとの答弁でした。議案提案理由説明で言われた言葉と、委員会での答弁が正反対だというのも今議会の予算案の特徴の2つ目です。

3番目の特徴は、サッカー場を1億6,000万円かけて整備する、1億6,000万円の財源の異常さであります。1億6,000万円の1億円分を合併振興基金から繰り入れるというのですが、合併振興基金の支出の目的が合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、そして合併した町の一体感をつくり出すためのものとあります。

私の所属しない総務常任委員会でも、傍聴で聞いたんですが、厳しいとっている財政の下、サッカー場を急いで整備するの必要が見いだせないという意見がありました。また、そんなサッカー場整備のために合併振興基金を使うのではなく、樋川小学校近辺の雨が降ったら子どもたちが水浸しになる通学路の整備や、南部保育所の幼児たちが散歩で利用する歩道の整備に使うことが合併振興基金の目的にかなうのではないかと趣旨の指摘がされていました。全くそのとおりだと思います。

このように、議会にある2つの常任委員会で、サッカー場建設について急いで整備する必要がないとの同じ指摘がされている。こういう状況で、町の一体感をつくり出すためという趣旨の合併振興基金の繰入れは、適切ではないのではないのでしょうか。それでも、令和3年度予算で整備を強行するなら、町民の方々から投書で伺っておりますが、税金の私物化というそしりは免れないのではないのでしょうか。こんな状況で予算案を強行するなら、予算計上の目的に何か別の理由を疑わざるを得ないのであります。

加えて、サッカー場整備の1億6,000万円のうちの残りの6,000万円を地方債、つまり借金で賄おうということでもあります。交付税や町税の減少は令和3年度に限ったことではありません。人口が増えない限り、そして景気が上昇しない限り、これから減少は避けざるを得ません。そういう中で、議会に納得できる説明ができないで、6,000万円を借り入れ

て、毎年の経常的な経費を増やすことはやめるべきです。

このように、通常の町長選挙前の予算編成から見ても、財政状況から見ても、財源の目的から見ても、整備の必要性から見ても、今年度のサッカー場整備はやめるべきであります。

また、総額5億円と想定されている米出バイパスの建設土木の投資的経費はやめるべきです。今回、建設のために、石川県が所有する土地の購入や米出区の各家々を海からの風、これを防いでいた防風林をなくしてしまおうということが、新たに説明されました。防風林がなくなってしまった後の環境の変化、住民への影響の説明も、議会にも住民にもなされずに、そして今後、町の歳入が減ることが明らかなきに借金で無駄な道路造りをしていいはずがありません。

今後、町の歳入が減るのですから、ほかの区の町民へは米出区の中の道路を使わないで迂回することのお願いと、町外の車には法律を使って狭い米出区の道路使用を規制する道を選ぶのが当然の財政運営ではないでしょうか。そういう努力のかけらも見られません。まず、5億円道路ありきのやり方は、適切ではありません。町の財政上も、建設の目的においても、また、環境保全という点においても米出バイパスは造るべきではありません。

また、DMO事業費の2,400万円についてです。交流人口を拡大させて、経済効果を生み出し、地域の稼ぐ力を引き出すというものですが、町の観光の目玉とも言える千里浜の浸食が年々進み、県外でも人気のあったオムライス町の町も下火になっているのにどうして交流人口が増えるというのでしょうか。このDMO事業費の2,400万円は、千里浜浸食の調査のための人件費などに充てるべきです。交流人口を増やす観光の土台が、崩れかけているときにすることではありません。

また、交流人口の増加は過疎対策にはなりません。全国紙が取り上げていた石川県の七尾市の状況が物語っています。七尾市の合併当時の人口は6万人、合併後15年で5万人に、1万人も人口を減らしています。和倉温泉を中心に年間75万人の交流人口があるにもかかわらずであります。交流人口増の無駄なお金をつくるのではなく、町経済の内需を拡大し、活気ある町にするにはどうしたらいいのか。そして、交流人口ではなく、町の人口を増やすことに正面から施策を展開することに切り替えるべきであります。

また今回、中央保育所の改築の費用が計上されています。私は、ほぼ耐用年数の過ぎようとしている中央保育所の改築は必要との認識でありました。しかし、100年に一回の洪水から中央保育所の幼児たちを守ることは、現在地での改築では対応できないという認識

になりました。1000年に一度の1メートル20センチという中央保育所の大雨による浸水には現地での建物の土台をそのままにした改築では大雨に対応し切ることはできません。場所を移転して安全を確保した上での新築か、どうしても現地にこだわるなら1メートル20センチを超える土盛りをした上での土台を造ってからの新築しか、幼児たちの安全を守ることができません。つまり、改築ではなく新築です。

町長に、教育厚生常任委員会でこの点を指摘すると、どれだけ土盛りをしても同じです、周りの大人が事前に子どもたちを退避させる行動を取ることが大事という趣旨の発言をされました。中央保育所が1メートル20センチのときは、役場は1メートル80センチにもなっています。中央保育所の近所の方々も深い水からの避難で大変な状況が予想されます。ですから、様々な危機的な状況を想定して、子どもたちの安全を守る、そのために中央保育所は新築する、このことに先ほどお話しした地域振興基金や借金をすべきではないでしょうか。

町長は強く否定されていますが、今回急ぎもしないサッカー場整備のための地域振興基金や借金との1億6,000万円を中央保育所の子どもたちの命を守るための中央保育所の新築に使うことを強く求めます。

国民健康保険は、多くの低所得者が加入する健康を守る最後のとりで、共済保険に加入されている町長や職員の皆さんの半額の収入でも、それよりも皆、保険料が高いという性格の健康保険です。一般会計で保険税を安くすることに繰り出すのは当たり前です。

また、県内でも複数の医療機関が実施している県民の、町民の健康を守るために、収入が低い方のために、NHKでも取り上げられていた無料低額診療制度の宝達志水病院への適用を求めます。

また、介護保険についてですが、やはり高過ぎる保険料の引下げを求めます。3回連続して保険料の据置きは評価しますが、それでも退職した65歳以上の高齢者には介護保険料は高いのです。

また、介護保険利用者の方々から移送サービスが切実に求められています。介護保険と一般会計で対応することを求めます。

後期高齢者医療についてですが、1割は後期高齢者医療の方々、65歳以上の方々の保険料などで賄い、4割が国民健康保険や健保からの支援金、残りの5割を国が6分の4、県と町が6分の1ずつです。こういう中で、一部の方が現役並みという想定をされて医療費が病院窓口で3割払わされています。本来、国や県、町の公費がこの後期高齢では5割を

財源として支払わなければならないのに、病院窓口で3割を支払っている現役並みという方々の公費の分が後期高齢者医療の財源に入らないという仕組みの制度です。だから、年々、保険料が高くなり、今度、病院窓口2割負担という方々をつくらざるを得なくなっているんです。制度的に問題があるんです。介護保険もそうですが、問題があるからこそ、文句も言わずに年金から自動的に徴収しようという制度です。同時に入院時にも大きな差別を受ける制度になっています。賛成するわけにはいきません。

令和3年度の上下水道会計予算案についてですが、一般質問でも調査して指摘しましたが、若者が定住できない使用料金となっています。人口減少に拍車をかける使用料金の抜本的引下げを求めて、反対討論とします。

また、議案第15号の条例の改正ですが、監査委員の報酬を大幅に引き上げるという中身です。町長の提案理由説明の中で言われている厳しい財政の下での値上げの合理的説明がされていません。

議案第19号の浄化槽設置事業分担金条例についてですが、これまで加入しなかった方々に、加入していただくという分担金になっておりません。

最後に、令和3年度の予算案で新型コロナウイルス感染対策について、指摘をしておかなければならないことがあります。このウイルスは、他のウイルスと違い、非常にずる賢いウイルスです。その特徴の一つは、感染して発症する前に、あるいは無症状で感染させることです。つまり、誰が近所で感染しているか分からないし、どこで感染するか分かりません。感染したら高齢者ほど死亡しやすく、肺炎になると非常に進行が速い、そして、亡くなったら密閉したビニールの袋に入れられて、火葬されて戻って来る、こんなひどい病気はないし、高齢者にとって今までで一番恐ろしい病気だと思います。

だから、このウイルスをチェックするには、PCR検査と抗原検査しかありません。町長から提出された令和3年度の町の予算案はこのことへの危機感を全く感じないものがあります。PCR検査が唯一の無症状の感染者を発見し、保護する検査なら、町民の命を守るために少なくとも高齢者が利用する施設の職員の検査を公費ですべきです。石川県内の検査費が高くて予算づけができないというなら、安く検査できるためのアクションを町の代表の町長として起こすべきです。そのことを指摘し、反対討論を終わります。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

○9番（北本俊一君） 私は、議案第1号 一般会計予算について、賛成討論を行います。  
ただいま、金田氏、小島氏の反対討論がありました。

私は、米出バイパス、今どういうふうな状況か、先を考えればこれからの町の将来のために道路整備、それは必要だと思います。米出バイパスの建設の是非、一番最初に始まったのは平成27年米出区から全戸数の連名の判子で町へ提出されたわけでございます。それを受けて今現在、調査、用地買収、いろんなものが今進んでおります。今の現状を見ますと、1日数百台車が通ると聞いております。擦れ違いもできない、ある家のブロックも年に何回かぶつけて壊される、それを自己負担で毎年直している。そういういろんなことがあるから、今こういう財政は逼迫しているか分かりませんが、将来のためにやるべき道路だと私は思っております。

そして、先ほどから、サッカー場の改築工事に1億6,000万円かかると言っておりますが、これまで毎年、スポーツの施設を順番に予算をかけて直しております。去年か一昨年には、子浦地区の野球場のフェンスも直しました。体育館のテニスコートも五、六年前ですか、大きな予算で直しております。サッカー場の今の現状を言いますと、フェンスの高さが低い、ボールを蹴ったら国道へ出ていく、非常に危ない状況でございます。フェンスの高さも高くし、安全を保つ、そういういろんな条件の下、ナイターもぼろぼろであります。それを今LEDに替えるわけでございます。宝達志水町、スポーツ推進の町でございます。これからの将来の子どものために、オリンピック選手が一人でも多く出る町をやはりスポーツを通じていろんな施設の充実を図り、これからの将来の町にスポーツ盛んな町、学力向上の町、それが宝達志水町の大変よい町をつくるためにも必要だと私は考えております。

先ほど、DMOの話もありました。それも、これもやはり、交流人口、町の発展、いかにこれからの町をいい町に目指すのか、そのための、僕はDMOだと思っております。何もしないでよくなるわけがございません。一般の企業にしたって、先を見据えた投資、町も僕は一緒だと思います。いろんなものに投資をする、それが将来の町づくりにつながると思っております。

そういうことで、私は賛成討論をさせていただきます。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） これで討論を終結します。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号 令和3年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する教育厚生常任委員会委員長の報告は否決です。また、総務産業建設常任委員会委員長及び病院運営特別委員会委員長の報告は可決です。議案第1号は原案のとおり可決と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第1号は可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第2号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第3号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第4号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計予算

を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第5号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第6号 令和3年度宝達志水町水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第7号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第8号 令和3年度宝達志水町病院事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第9号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第10号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第14号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第4号）までの議案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第10号から議案第14号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第10号から議案第

14号までの議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第15号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第16号 宝達志水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 宝達志水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第16号から議案第18号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第16号から議案第18号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第19号 宝達志水町浄化槽設置事業分担金徴収条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第20号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第21号 町道路線の認定についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第20号及び議案第21号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第20号及び議案第21号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第22号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について 専決第1号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第1号は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

#### ◎日程の追加

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。ただいま議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、

直ちに議題とすることと決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

[追加日程配付]

#### ◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） それでは、追加日程第1 議案第23号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

[町長 寶達典久君 登壇]

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします議案第23号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

今回の補正は5,952万7,000円を追加し、総額を101億5,341万9,000円とするものであります。この補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種の準備及び接種費用を追加するものであります。国の方針により、高齢者を優先的に接種する内容で予算を計上したところであります。

財源となります歳入予算については、国庫負担金及び国庫補助金を追加するものであり、繰越明許費では今回の補正予算で追加いたしましたワクチン接種に係る経費を次年度へ繰越しするものであります。

以上で、提案理由を終わりますが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### ◎討 論

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第23号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終わります。

#### ◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

議案第23号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第23号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第23号は可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。宝達志水町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることと決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

#### ◎宝達志水町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（柴田 捷君） それでは、宝達志水町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本選挙は、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和3年3月24日で満了となることから、地方自治法第97条第1項及び第182条第1項並びに第2項の規定により行うものであります。

選挙すべき委員の数はそれぞれ4人であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に山本貴司君、小笠原邦和君、清水和義君、岡山正美君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました山本貴司君、小笠原邦和君、清水和義君、岡山正美君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には、次の方を指名します。第1順位、越野義弘君、第2順位、金子博昭君、第3順位、田村淳一君、第4順位、久保幸庸君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、第1順位、越野義弘君、第2順位、金子博昭君、第3順位、田村淳一君、第4順位、久保幸庸君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員会補充員に当選されました。

#### ◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（柴田 捷君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所

掌事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（柴田 捷君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 柴 田 捷

署名議員 松 浦 文 治

署名議員 林 稔